

朝鮮学校授業料無償化審査手続き再開の即時撤回を求める意見書

平成22年11月23日の北朝鮮による韓国・延坪島に対する砲撃は「わが国を含む極東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要がある」として、菅直人前総理は「超法規的に」朝鮮学校の高校授業料無償化審査手続きを停止した。

しかし、平成23年8月29日、菅直人前総理は退任前日、国民への説明もないまま、全く唐突に朝鮮学校への高校授業料の無償化審査手続きの再開を文部科学大臣に指示した。

その手続き再開の理由は、停止後約9ヶ月が経過し、その間、当該砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないこと、南北間及び米朝間の対話が行われ、北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることなど、事態が当該砲撃以前の状態に戻ったとの判断であるが、平成23年8月10日には、北朝鮮による延坪島北東の北方限界線側への昼夜二度にわたる砲撃があり、韓国も対応射撃を行っており、潘基文・国連事務総長が11日に「半島情勢がいまだに安定していないことを如実に証明している」と述べているとおり、とても以前の状態に戻ったと判断できる状況ではないことは明らかである。

また、わが国の主権と国民の安全を著しく損なってきた、北朝鮮による日本人拉致への北朝鮮の誠意のかけらもない対応に国民の不信は高まるばかりであり、また朝鮮学校内での教育は、三代に及ぶ徹底した個人崇拜と世襲独裁体制を維持した先軍政治に基づく、日本、韓国に対する虚偽、捏造の歴史教育、体制維持のための思想教育など、数多くの問題点が指摘されている。

このような状況のもとで、我が国にある朝鮮総連が教育内容、財政及び人事等に強い影響を有している朝鮮学校の高校授業料無償化審査手続きの再開は、とても国民の理解を得られるものではなく、言語道断の暴挙である。

よって、我が国においては、朝鮮学校の高校授業料無償化審査手続きの再開を直ちに撤回するとともに、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象とすることについて再考するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣
拉致問題担当大臣

各宛